

洪水ハザードマップの作成等支援対策に関する行政評価・監視 〈制度、調査結果の概要及び通知項目〉

制 度

河川管理者 (国・県)

浸水想定区域の指定
浸水想定区域図の
作成・公表

指定対象
①洪水予報河川

指定対象
①洪水予報河川
宮城県内
(国管理：9河川)
(県管理：3河川)

(追加)
②水位情報周知河川
宮城県内
(国管理：1河川)
(県管理：14河川)

(注：河川数は
H19.10現在)

通知

通知

市町村

浸水想定区域ごとに
地域防災計画で規定

① 洪水予報の伝達方法
② 避難場所その他洪水時の
円滑かつ迅速な避難の確保
を図るために必要な事項

① 洪水予報・特別警戒水位到
達情報の伝達方法
② 避難場所その他洪水時の
円滑かつ迅速な避難の確保
を図るために必要な事項

(追加)
③ 主として高齢者等特に防災
上の配慮を要する者が利用す
る施設で当該施設の利用者の
洪水時の円滑かつ迅速な避難
を確保する必要があると認め
られる施設の名称及び所在地

住民に対する
周知措置

左の①、②を
記載した
洪水ハザード
マップの作成
が望ましい

・各世帯配布

左の①～③を
記載した
洪水ハザード
マップの作成
を義務付け

・各世帯配布

(追加)
・インター
ネットの利用

支援

国土交通省通達等		地方整備局の市町村に対する 支援内容等
水防法 改正 (H13)	「水防法の一部を改正する法律の施行に伴う地方公共 団体への支援の実施について」(平成13年7月3日国河 政第56号、国河防第330号)	地域防災計画の策定・見直しが適切 に実施されるよう、市町村防災会議等 を通じて、必要な助言
水防法 改正 (H17)	「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防 止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の一 部施行について」(平成17年5月2日国河政第13号)	管内市町村に対して、改正事項を踏 まえ、速やかに市町村防災計画の見直 しを行うよう、周知
「豪雨災害対策緊急アクションプラン」(H16.12)		平成17年に管内の河川事務所及び河 川国道事務所(以下「河川事務所等」 という。)に「災害情報普及支援室」 及び「災害情報協議会」を設置・設立
<ul style="list-style-type: none"> 洪水ハザードマップの全国的な緊急配備 平成17年度以降5年間(平成21年度まで)に全国約2,300市町村 (未作成市町村すべて)で作成・公表することを目標 市町村が行う水害等に適合した避難場所の総点検への支援 		

調査結果

市町村における洪水ハザードマップの作成状況等

- 市町村地域防災計画は、水防法第15条に対応した見直しが不十分
 - 避難場所の見直しが必要(5市町)
 - 高齢者等災害時要援護者利用施設の名称及び所在地が未記載(16市町)
- 洪水ハザードマップの作成が義務付けられている28市町村のうち
15市町村(53.6%)が未作成
- 洪水ハザードマップの記載事項等について見直しの検討が必要
 - 避難場所が、水没のおそれがある(2市町)、洪水時に同時発
生が予想される土石流危険区域内にある(6市町)
 - 土砂災害警戒危険区域、アンダーパスなどの避難時危険箇所を
未記載(5市町)
 - 浸水範囲や浸水深が浸水想定区域図と相異(5市町)
 - 高齢者等災害時要援護者利用施設の名称及び所在地が未記載
(10市町)
- 周知・普及措置が不十分
 - 浸水想定区域内等の全世帯に未配布(1市)
 - 転入者等へ未配布(7市町)
 - インターネットを利用した公開未実施(3市町)

東北地方整備局の支援状況

災害情報普及支援室及び災害情報協議会を設置・設立し、
市町村の洪水ハザードマップ作成等の促進に必要な情報提供等
の各種支援を実施しているが、市町村が行う水害等に適合した
避難場所の総点検における広域的避難計画の検討等への支援
などが不十分

通知項目

- 市町村地域防災計画の水
防法に対応した見直し
(報道資料P3参照)
- 洪水ハザードマップの作成
の推進(P4参照)
- 洪水ハザードマップの記載
事項等の見直し
(P5参照)
- 洪水ハザードマップの周
知・普及の促進
(P6参照)

通知日：平成19年10月23日
通知先：国土交通省
東北地方整備局